

【新設】（時価評価時に時価評価資産から除かれる資産を判定する場合の資本金等の額）

2-45 法人が時価評価資産を有するかどうかを判定する場合における令第 131 条の 15 第 1 項第 5 号《通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益》に規定する「資本金等の額」は、通算開始直前事業年度終了の時の資本金等の額となることに留意する。

【解説】

1 グループ通算制度の適用を受けようとする法人のうち時価評価資産を有する法人は、一定の法人（法 64 の 11①各号）を除き、そのグループ通算制度開始の直前の事業年度（以下「通算開始直前事業年度」という。）終了の時に有する時価評価資産について時価評価損益（その時の帳簿価額とその時の価額との差額をいう。以下同じ。）の計上を行うこととされている（法 64 の 11①）。

この時価評価資産については、その資産の価額と帳簿価額との差額が資本金等の額の 2 分の 1 に相当する金額と 1,000 万円とのいずれか少ない金額に満たないものは、これに該当しないこととされている（令 131 の 15①五）。

ここで、この「資本金等の額」とは、具体的に法人のいつの時点の金額をいうのか、といった疑問が生ずる。

2 この点については、特に法令上も明文の規定はないが、時価評価損益の計上の対象となる資産かどうかを判定するのであるから、その判定時、すなわち、通算開始直前事業年度終了の時点における資本金等の額と解するのが相当である。本通達では、このことを留意的に明らかにしている。

3 本通達は、連結納税制度における連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益に係る時価評価資産と同様の規定がグループ通算制度においても定められたことから、旧法人税法施行令第 122 条の 12《連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益》に係る取扱いとして定めている法人税基本通達 12 の 3-2-8《時価評価時に時価評価資産から除かれる資産を判定する場合の資本金等の額》を、基本的な取扱いを維持しつつグループ通算制度向けに改組した上でグループ通算通達に移設したもの（注）である。

（注） これに併せて、法人税法第 64 条の 11《通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益》に係る取扱いに特化して定めるなど、グループ通算通達の通達構成に合わせた通達内容とする見直しを行っている。

なお、親法人がいわゆる設立事業年度等の申請期限の特例（法 64 の 9⑦）の適用により通算承認を受けようとする場合において当該親法人に係る子法人が時価評価法人（法 64 の 9⑩一⑫一）に該当するかどうかを判定するときの時価評価資産に係る資本金等の額の取扱いについては、本通達とは別途、法人税法第 64 条の 9《通算承認》に係るグループ通算通達 2-31《時価評価資産等の判定における資本金等の額》において明らかにしている。